

宿泊事業者 感染防止対策等支援事業

のご案内

【申請期間】令和3年7月26日(月)～8月20日(金)

採択決定は9月17日(金)

※先着ではありません。

本事業では、道内の宿泊事業者が行う感染症防止策の強化に取り組む際に必要な必需品、機器、備品の導入を支援することにより、道内観光産業における感染症に対する強靱な体制を構築し、また、宿泊事業者が実施するワークスペース整備によるテレワーク環境整備やマイクロツーリズムを始めとするポストコロナを見据えたニューノーマルな旅行に関する受入環境整備などの前向きな投資に対する支援を行います。

当事業は観光庁補助事業を活用しています。



対象事業者

旅館業法(昭和23年法律第138号)の営業許可を得た者。
(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く。)

対象経費

- ① 宿泊事業者が、北海道内に所在する宿泊施設において実施する感染症防止策の強化に取り組む際に必要な必需品、機器、備品の導入。
- ② 過去に国、都道府県、市町村等が実施した補助や支援事業で交付決定を受けた費用については、対象経費とすることはできません。

感染防止対策 (例)

- 消毒液、アルコール液
- マスク、フェイスシールド
- 非接触型体温計、体温計
- サーモカメラ ● 間仕切り
- アクリル板、透明ビニールシート
- 自動チェックイン機
- 空気清浄機 等



ポストコロナを見据えた取組 (例)

- ワークーションの受入体制整備費
- マイクロツーリズムの受入体制整備費
- バリアフリー
- インバウンド対応
- 防災・減災



対象外になるもの

人件費をはじめとする申請者の経常的な運営経費、公課公租費、中古品の購入に係る費用

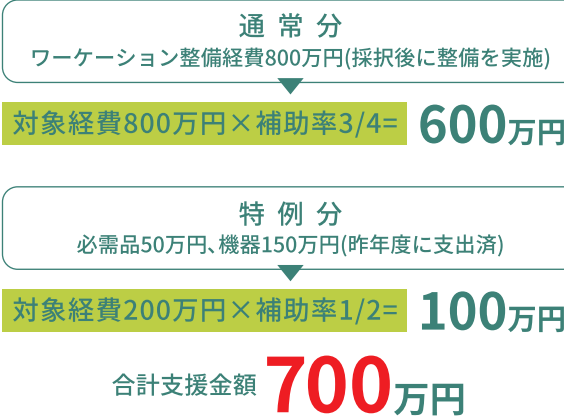
制度概要

区分	支援金の基本額	基本額に 上乗せする補助額
特例分 令和2年5月14日～ 令和3年7月1日に 支払いを行った費用	上限 500万円以内	
通常分 令和3年7月2日～ 令和3年12月31日に 支払いを行った費用	1/2以内	上限 250万円以内 1/4以内

※ひとつの施設につき、特例・通常分合わせて1申請です。

※通常分は、250万円を上限として、基本額の1/2を上乗せして補助します(最大750万円、実質補助率3/4以内)。

申請例／特例分と通常分あわせて申請した場合



支援金交付対象者は、道が定めた「北海道スタイル」安心宣言を掲示し実践する事業者であり、かつ、道の「感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業」により策定したガイドラインを遵守する事業者とします。なお、本取組状況については、支援金交付対象者が確認するものとします。



インターネットによる電子申請です。

申請方法や手順等、詳しくは下記サイト内特設ページをご参照ください。※インターネットによる申請ができない場合は、事務局までお問い合わせください。

申請の流れ

まずは特設サイトにアクセス!

STEP 1

申請に必要な書類・情報をご準備ください。

はじめに、「[対象経費一覧](#)」をご確認いただき、本支援事業の対象となる経費かをご確認ください。また、以下の申請用ファイルをダウンロードして入力し、応募フォームからの申請時にアップロードをしてください(EXCELファイルにてアップロード)。

対象経費の支払いがまだの場合と支払いが済んでいる場合で入力するフォームが異なるのでご注意ください。

事前申請の方 対象経費の支払いがまだの場合

事後申請の方 対象経費の支払いが済んでいる場合

STEP 4

実績報告書を提出いただき、事務局にて審査を行います。

※審査の際、事務局が必要と判断した場合は、現地調査に伺う場合がございます。

遅くとも令和3年12月31日(金)までに完了し、随時実績報告書を提出

「[実績報告フォーム](#)」から各項目を入力してください。また、以下の報告用ファイルをダウンロードして入力し、申請時にアップロードをしてください(EXCELファイルにてアップロード)。また、必要な書類(支払証拠書類等)も申請フォームからアップロードしてください。

事後申請の方はSTEP.2にて申請していただきます。

証拠書類一覧は特設ページで事前にご確認ください。

こちらから確認▶ <https://syukuhakushien.visit-hokkaido.jp/>



サイト内特設ページはこちらから

北海道観光振興機構
<https://www.visit-hokkaido.jp>



STEP 2

申請に必要な書類・情報をご準備ください。

対象の申請フォームから必要事項の入力を行い、申請してください。また、申請に必要な書類(証拠書類・旅行業許可証の写し等)も申請フォームからアップロードしてください。申請完了後に申請受付メールを送付いたしますので、メール内の「受付番号」を保管してください。

事前申請の方

「事前申請フォーム」から申請後、内容の変更や取下げが発生した場合は「[変更・中止申請フォーム](#)」から手続きをしてください。

事後申請の方

実績報告に関わる項目も「[事後申請フォーム](#)」から入力していただきます。

STEP 3

支援事業事務局にて申請内容を審査後、支援決定を通知します。

採択決定後、申請ご担当者様宛にEメールにて通知します。申請から採択決定まで受付状況によりお時間を頂戴します。

STEP 5

支援額確定後、お支払いをご報告します。

支援額確定後、ご指定の口座に支援金を振り込みます。あわせて、申請ご担当者様宛にEメールにて通知します。

[お問い合わせ・相談窓口] 宿泊事業者感染予防対策等支援事務局

宿泊施設の所在地によって
お問い合わせ・相談窓口が異なります。

オホーツク管内／根室管内／釧路管内／宗谷管内／
上川管内／胆振管内／渡島管内の宿泊施設はこちら

☎ 011-522-8795 受付時間 | 10:00~17:00
(土・日・祝、年末年始除く)

✉ shien002@shukuhaku.onmicrosoft.com

石狩管内／檜山管内／後志管内／留萌管内／
空知管内／日高管内／十勝管内の宿泊施設はこちら

☎ 011-522-8793 受付時間 | 10:00~17:00
(土・日・祝、年末年始除く)

✉ shien001@shukuhaku.onmicrosoft.com

※電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようご注意ください。※限られた回線での対応となりますので、混み合う場合がございます。メールでのお問い合わせにつきましては、順次ご返信させていただきます。